

介護保険と医療保険の負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



平成27年8月から70歳未満の方の限度額が変わりました。

◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方	所得区分	70～74歳の方	後期高齢者 医療制度で 医療を受ける方
	平成27年8月～			
901万円超	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般	56万円	56万円
210万円超600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円
住民税非課税世帯	34万円			

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。 ●医療保険が異なる場合は合算できません。

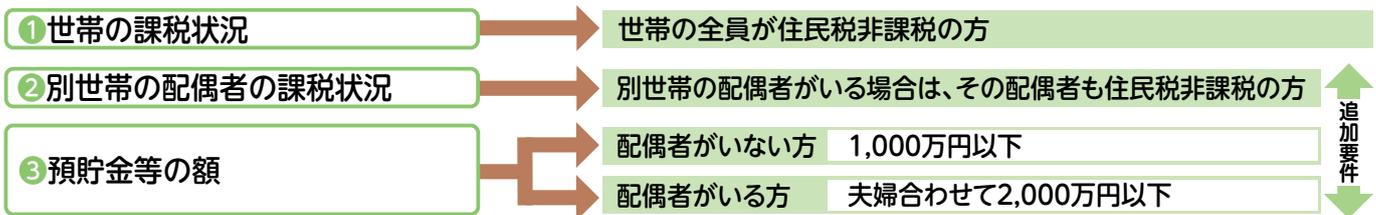
●所得区分等について、詳しくは播磨町の担当窓口までお問い合わせください。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

特定入所者介護サービス費の要件が変わりました

特定入所者介護サービス費とは、低所得の方に対し、施設等での入所・短期入所の費用負担(食費・居住費)の一部を補助する介護保険上の制度です。

次の3つのすべてを満たす方が対象です



※なお、平成28年8月からは非課税年金(遺族年金、障害年金など)の額も含め年金収入額として判定します。

●サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者にご相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

ケアマネジャー

担当ケアマネジャーには日頃からサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

地域包括支援センター、消費生活センター

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

播磨町の介護保険担当窓口

相談や苦情の内容をもとに、播磨町で事業者を調査して指導します。

国保連(国民健康保険団体連合会)

播磨町での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。